

平成24年度第3回滝沢村国民健康保険運営協議会議事録

- 1 会議名 平成24年度第3回滝沢村国民健康保険運営協議会
- 2 日時 平成25年2月20日(水) 午後1時00分から午後1時35分
- 3 場所 滝沢村役場(4階) 中会議室
- 4 出席者

(1) 運営協議会

会長 赤坂 俊一
委員 櫻小路 昭男
委員 栃内 秀彦
委員 南館 祐二
委員 大橋 正和
委員 川邊 美恵子
委員 熊谷 トシ子
委員 上野 美智子
委員 佐々木 誠

(2) 事務局

滝沢村長 柳 村 典 秀
健康福祉部長 主浜 照風
保険年金課長 佐々木 由利子
税務課長 三上 清幸
収納課長 中村 登
保険年金課総括主査 熊谷 浩二

- 5 傍聴人
なし

6 議事

会長が議長となり議事を進める。

(1) 議事録署名人の指名について

議長 議事録署名人につきましては、いかがいたしますか。

委員 (事務局一任)

議長 事務局一任との発言がありましたので、事務局の案をお願いします。

事務局 栃内秀彦委員と上野美智子委員に、本日の議事録署名人をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 事務局より、栃内委員、上野委員にお願いしたいとのことですが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

議長 それでは、そのようにいたします。

(2) 諮問事項の審議

議長 それでは、議事に入ります。関連のある内容とのことですので、諮問第1号「滝沢村税条例の一部を改正する条例について」及び「平成25年度滝沢村国民健康保険特別会計予算について」を併せて議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 諮問第1号「滝沢村税条例の一部を改正する条例について」及び「平成25年度滝沢村国民健康保険特別会計予算について」を説明いたします。

財政状況が厳しく、政権交代により国の予算通知が遅れていることは、前回の会議で申し上げたとおりです。前回の会議を開催した日に前期高齢者交付金等のシミュレーションの再計算が可能となり、計算を行ったところ、さらに厳しくなるとの見通しにより庁内で検討した結果、やはり税率を考えざるを得ないということになり、再度参集をお願いしたわけでございます。

(資料1、資料2に基づき保険年金課長及び税務課長が説明を行う)

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございませんでしょうか。

委員 前期高齢者交付金が平成24年度に比べ、1億6千万減少している原因、また経緯についてはどのようになっていますか。

事務局 前期高齢者交付金については、翌々年度に精算がされます。そのため23年度24年度分につきましては、当初示された単価、係数で見積もっていた21年度22年度の精算分が加算となったため増加しましたが、25年度は見積もりに近い額に戻ってきております。資料8ページの表をご覧ください。水色のグラフ、上下幅の大きいものが前期高齢者の交付金となります。ご覧いただきますと、21年度22年度が20年度よりも少し下がっておりますが、この下がった分が23年度24年度に繰り越されたかたちになっております。原因としては、20年度から後期高齢者医療制度が開始されたばかりで、国で算定している単価や係数に誤差があったためであると考えております。しかし、次第に正しい額に近づいてきておりますので、25年度の金額が今後の基準になるのではないかと考えております。

委員 滝沢村国民健康保険税率の改正をするに至った経緯については、どのようになっていますか。

事務局 基金の積み立ては、約1億8千万円なくてはならないと議会に説明しておりましたが、議会の方から国民健康保険税を引き下げるべきだという話が常に行われていました。そのような中で、2億を超える基金がありましたから、その部分を財源に約2500万円ですが保険税を引き下げることと致しました。ただし、基金がなくなれば保険税は元に戻すとも話をさせていただいておりました。しかし、今回予算を編成するにあたり、基金を取り崩し、かつ保険料の引き下げを元に戻すことで調整することが妥当であると判断いたしました。またこれを機に、年々伸び続けている医療費を抑制するためにも、今後、住民の間へ入り受診率を上げる運動などしていきたいと考えております。介護医療についても年々利用している方が増えてきており、高齢者の増加による医療費の拡大についても政策を打っていきたいと考えております。

委員 繰入金、繰越金の内容についてお聞きしたい。

事務局 繰入金とは一般会計から法律に基づき入れるものであり、職員人件費、保険者支援等国

政策に基づくものとなります。また、繰越金とは前年度会計の収入から収支を差し引いて実際に残った額を当年度の会計に繰り入れたものとなります。

委員 国民健康保険特別会計予算への財政調整基金充当についてお聞きしたい。

事務局 3月補正見込で100万円ほどの財政調整基金へ積立すると記載しておりますが、実際に確定したものではありません。そのため、いままでの積立てきた財政調整基金2億6千万円余を平成25年度予算ではぼすべてを取り崩します。

委員 国民健康保険加入世帯は増加しているのに、歳入の国民健康保険税が減少しているのはどうしてですか。

事務局 均等割、平等割は変わってはおりませんが、所得割の所得が年々低下しておりそのため国民健康保険税額として下がってきている傾向があります。また、ここ数年は収納率を上げるなど努力をしておりますが、所得が低下すると国民健康保険税の軽減を受けられる世帯も増えてくるため、全体として国民健康保険税が減少してきております。

議長 その他ございませんか。

無いですので諮問第1号「滝沢村税条例の一部を改正する条例について」及び「平成25年度滝沢村国民健康保険特別会計予算について」は、異議無いものとして答申することとしてよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

議長 それでは、そのように決定します。

議長 その他として、なにかございませんでしょうか。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

平成25年2月20日

この議事録は、書記が作成したものであるが、その内容が正確であることを認めここに署名捺印します。

会長

議事録署名人(委員)

議事録署名人(委員)

平成24年度第3回滝沢村国民健康保険運営協議会

日時 平成25年2月20日(水)

午後1時00分～

場所 役場 4階 中会議室

【次第】

1 開 会

2 村長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議事録署名人の指名

5 議 事

(1) 滝沢村税条例の一部を改正する条例について(税率改正)

(2) 平成25年度滝沢村国民健康保険特別会計予算について

6 その他

7 閉 会

平成24年度第3回滝沢村国民健康保険運営協議会

資 料

- 1 滝沢村税条例の一部を改正する条例 資料1
(P1～P8)
- 2 平成25年度滝沢村国民健康保険特別会計予算 資料2
(P9～P11)

滝沢村国民健康保険税率の改正案について
(滝沢村税条例の一部を改正する条例案関係)

1 改正案の趣旨

平成25年度滝沢村国民健康保険特別会計の予算編成にあたり、収支の均衡が困難となってきたこと、及び、今後の財政運営の見込みを勘案し、滝沢村国民健康保険税率の改定が必要とされることから実施するものです。

2 改正案の内容

(1) 医療費分の均等割額について

国民健康保険の被保険者に係る医療費分の均等割年額を、20,200円から21,400円に改める。(村税条例第142条関係)

(2) 医療費分の平等割額について

国民健康保険の被保険者に係る医療費分の世帯別平等割額を、一般の世帯については24,500円を26,400円に、また、特定世帯(※)については12,250円を13,200円に改める。(村税条例第142条の2関係)

(単位:円)

区 分		現 行	改定後	改定額
(1) 均等割額		20,200	21,400	1,200
(2) 平等割額	一般の世帯	24,500	26,400	1,900
	特定世帯※	12,250	13,200	950

※特定世帯とは、国保世帯で後期高齢者医療制度に移行する人があり、これにより1人だけ国保の被保険者として残る世帯のことをいいます。5年間平等割額は半額となります。

(3) 医療費分の軽減額について

国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改定に伴い、世帯の所得状況により軽減となる均等割額及び平等割額についても、次表のとおり改める。(村税条例第147条関係)

(単位:円)

軽 減 区 分			軽 減 額			賦 課 額		
			現 行	改定後	改定額	現 行	改定後	改定額
7 割	均等割額		14,140	14,980	840	6,060	6,420	360
	平 等 割 額	特定世帯以外	17,150	18,480	1,330	7,350	7,920	570
		特定世帯	8,575	9,240	665	3,675	3,960	285
5 割	均等割額		10,100	10,700	600	10,100	10,700	600
	平 等 割 額	特定世帯以外	12,250	13,200	950	12,250	13,200	950
		特定世帯	6,125	6,600	475	6,125	6,600	475
2 割	均等割額		4,040	4,280	240	16,160	17,120	960
	平 等 割 額	特定世帯以外	4,900	5,280	380	19,600	21,120	1,520
		特定世帯	2,450	2,640	190	9,800	10,560	760

滝沢村税条例の一部を改正する条例

滝沢村税条例（昭和38年滝沢村条例第28号）の一部を次のように改正する。

第142条中「20, 200円」を「21, 400円」に改める。

第142条の2第1号中「24, 500円」を「26, 400円」に改め、同条第2号中「12, 250円」を「13, 200円」に改める。

第147条第1号イ中「14, 140円」を「14, 980円」に改め、同号ロ（イ）中「17, 150円」を「18, 480円」に改め、同号ロ（ロ）中「8, 575円」を「9, 240円」に改め、同条第2号イ中「10, 100円」を「10, 700円」に改め、同号ロ（イ）中「12, 250円」を「13, 200円」に改め、同号ロ（ロ）中「6, 125円」を「6, 600円」に改め、同条第3号イ中「4, 040円」を「4, 280円」に改め、同号ロ（イ）中「4, 900円」を「5, 280円」に改め、同号ロ（ロ）中「2, 450円」を「2, 640円」に改める。

附 則

（施行期日）

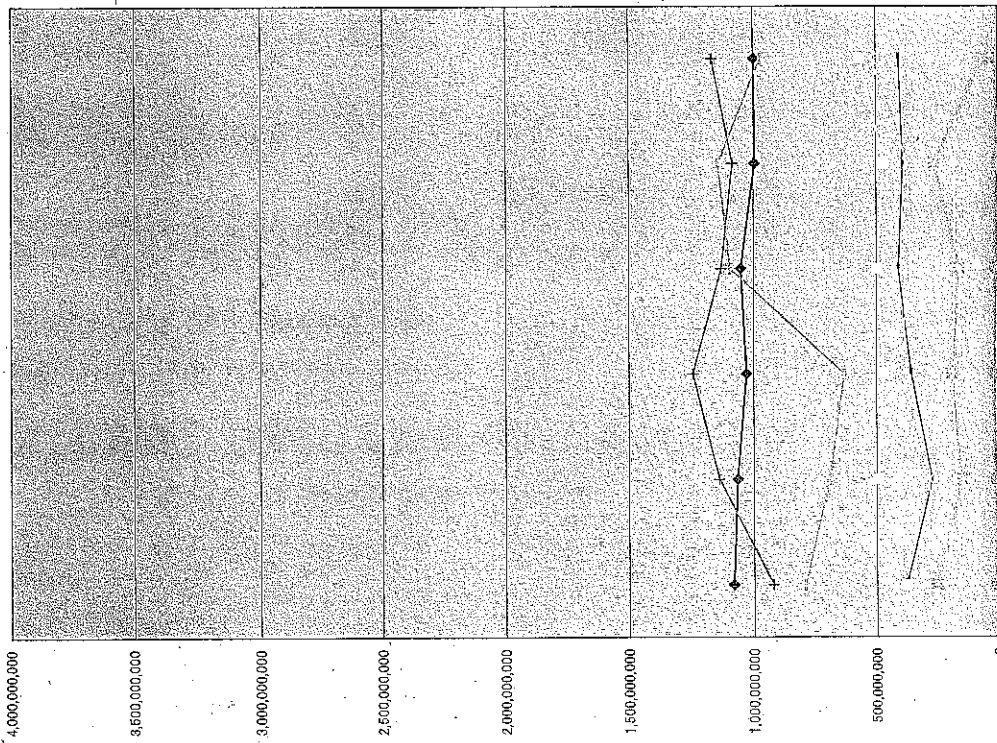
- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の滝沢村税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

現 行	改 正 後
<p>を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>14,140円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (イ) 特定世帯以外の世帯 <u>17,150円</u> (ロ) 特定世帯 <u>8,575円</u></p> <p>ハ～ヘ 略</p>	<p>を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>14,980円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (イ) 特定世帯以外の世帯 <u>18,480円</u> (ロ) 特定世帯 <u>9,240円</u></p> <p>ハ～ヘ 略</p>
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>10,100円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (イ) 特定世帯以外の世帯 <u>12,250円</u> (ロ) 特定世帯 <u>6,125円</u></p> <p>ハ～ヘ 略</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>10,700円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (イ) 特定世帯以外の世帯 <u>13,200円</u> (ロ) 特定世帯 <u>6,600円</u></p> <p>ハ～ヘ 略</p>
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</p>

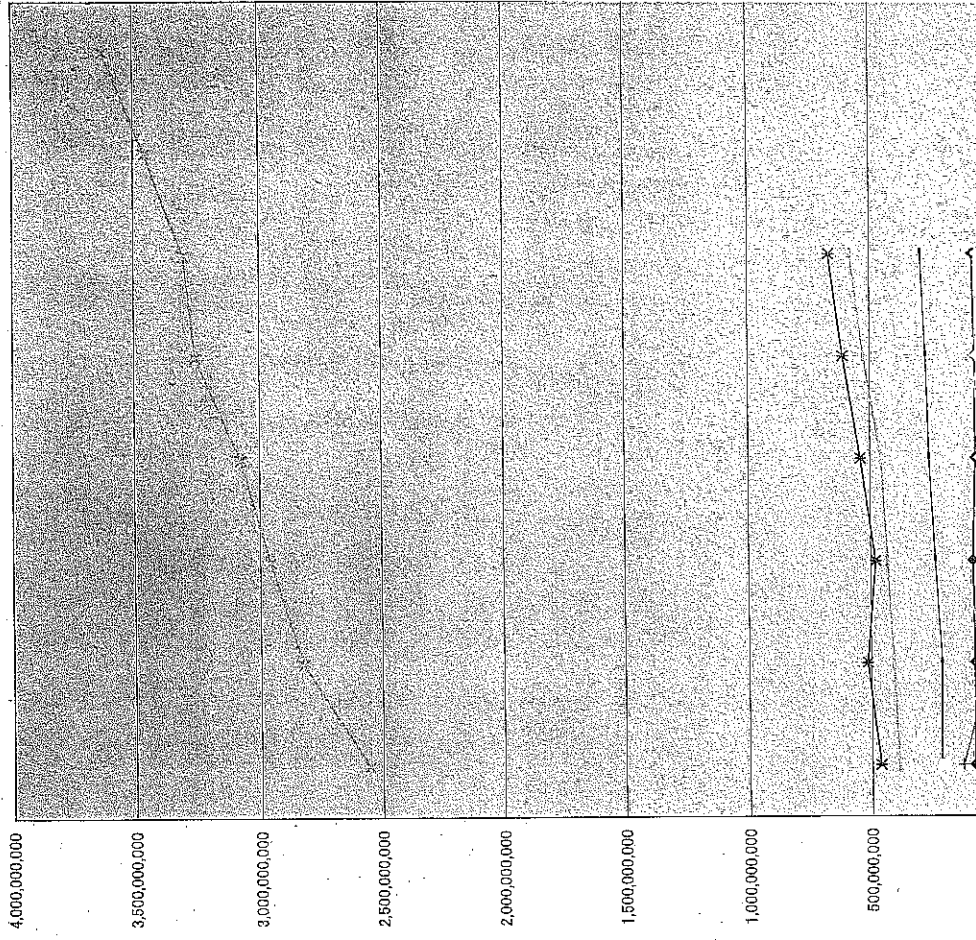
国保特別会計 歳入決算額の推移



円

年度

国保特別会計 歳出決算額の推移



円

年度

平成25年度滝沢村国民健康保険特別会計歳入歳出予算【歳入】

資料2

単位:円

←単位:千円

歳入科目	25年度当初	24年度当初	対前年度増減	対前年度比	現年分予定見込額 (税務課)	見込収納率 (収納課)
1款 国民健康保険税						
1項 国民健康保険税						
1目 一般被保険者国民健康保険税						
1節 医療給付費分現年課税分	600,141	569,199	30,942	5.4%	666,824,000	90.00%
2節 後期高齢者支援金分現年課税分	160,600	160,501	99	0.1%	181,470,000	88.50%
3節 介護納付金分現年課税分	65,326	64,479	847	1.3%	76,855,000	85.00%
4節 医療給付費分滞納繰越分	50,000	54,000	-4,000	-7.4%		
5節 後期高齢者支援金分滞納繰越分	12,000	10,000	2,000	20.0%		
6節 介護納付金分滞納繰越分	6,500	6,500	0	0.0%		
2目 退職被保険者等国民健康保険税	103,039	95,970	7,069	7.4%		
1節 医療給付費分現年課税分	64,323	58,774	5,549	9.4%	67,004,000	96.00%
2節 後期高齢者支援金分現年課税分	17,465	16,675	790	4.7%	18,193,000	96.00%
3節 介護納付金分現年課税分	18,401	17,871	530	3.0%	19,369,000	95.00%
4節 医療給付費分滞納繰越分	2,000	2,000	0	0.0%		
5節 後期高齢者支援金分滞納繰越分	400	200	200	100.0%		
6節 介護納付金分滞納繰越分	450	450	0	0.0%		
2款 使用料及び手数料	801	801	0	0.0%		
3款 国庫支出金	1,164,548	1,029,629	134,919	13.1%		
4款 療養給付費交付金	407,163	434,216	-27,053	-6.2%		
5款 前期高齢者交付金	974,042	1,141,626	-167,584	-14.7%		
6款 県支出金	279,832	244,243	35,589	14.6%		
7款 共同事業交付金	562,881	565,049	-2,168	-0.4%		
8款 財産収入	1	1	0	0.0%		
9款 繰入金	521,416	386,122	135,294	35.0%		
10款 繰越金	58,001	2	57,999	2899950.0%		
11款 諸収入	6,308	7,108	-800	-11.3%		
合計	4,972,599	4,769,446	203,153	4.3%		

国保事業財政調整基金の状況

(単位:千円)

年度	繰越額	取り崩し額	積立額	残高
元年	118,047	20,000	38,642	136,689
2年	136,689	70,000	39,010	105,699
3年	105,699	33,000	45,863	118,562
4年	118,562	30,000	61,633	150,195
5年	150,195	30,000	59,035	179,230
6年	179,230	25,000	100,088	254,318
7年	254,318	30,000	57,471	281,789
8年	281,789	93,000	46,036	234,825
9年	234,825	48,000	54,927	241,752
10年	241,752	39,862	1,017	202,907
11年	202,907	89,565	667	114,009
12年	114,009	13,860	389	100,538
13年	100,538	55,505	125	45,159
14年	45,159	66,208	21,049	0
15年	0	0	0	0
16年	0	0	0	0
17年	0	0	0	0
18年	0	0	0	0
19年	0	0	0	0
20年	0	0	200,000	200,000
21年	200,000	0	258	200,258
22年	200,258	130,841	145,909	215,326
23年	215,326	73,008	142,382	284,700
24年当初予算	284,700	98,154		186,546
9月補正			45,651	232,197
12月補正			△ 5,933	226,264
3月補正見込			1,283	227,547